

仮貯蔵と仮取扱い



指 定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合、原則として製造所等以外の場所でこれを貯蔵し、又は取り扱ってはなりません。

しかし、所轄の**消防長又は消防署長の承認**を受けた場合、指定数量以上の危険物を**10日以内の期間**であれば、仮に貯蔵し、又は取り扱うことができます。

